



## 今月のトピックス

### ✧ 全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会 第4回常任委員会を開催
- 日常生活自立支援事業実態調査報告書の公表
- 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」を作成  
(厚生労働省 平成30年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

### ✧ 制度・施策等の動き

- 社会・援護局関係主管課長会議を開催 (厚生労働省)
- 成年後見専門家会議を開催 (厚生労働省)
- 介護職員等特定処遇改善加算の加算率と考え方が示される  
第168・169回社会保障審議会介護給付費分科会 (厚生労働省)
- 2019年度障害福祉サービス等報酬改定の改定内容が示される  
第5回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム (厚生労働省)

### ✧ その他（参考情報）

- 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.8) を発出 (厚生労働省)
- 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について (警察庁)



## ◆ 全社協からのお知らせ

### 全社協・地域福祉推進委員会 第4回常任委員会を開催

地域福祉推進委員会は、3月13日（水）、本年度第4回常任委員会を開催しました。

会議では、平成30年度事業報告（案）・決算見込を確認するとともに、平成31年度事業計画・予算について協議し、①市区町村社協の組織、事業基盤の強化、②地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進基盤の強化と社協活動の活性化、③日常生活自立支援事業の推進と地域における総合的な権利擁護体制の構築、④福祉分野における防災、災害救援活動の強化の4つを柱とする事業計画（案）を決定しました。

柱のひとつである①市区町村社協の組織・事業基盤の強化については、次年度における重点的な取組や主要な課題として、以下の内容等を盛り込んでいます。

- 強化方針チェックリストの継続実施及び、会計業務一斉点検にもとづく計画的な改善に向けた、実施結果や分析にもとづく各社協での取組の促進
- 介護サービス事業等の実施状況に応じた社協の課題・支援方策のあり方について、経営基盤（とくに財務状況）の把握・分析と経営改善の実施
- 市区町村社協における人材の育成・定着、働き方改革への対応等について、組織、事業基盤を強化する観点からの小規模な社協における取組と対応
- 社会福祉法人等との連携による公益的な取組の促進、積極的な情報発信をはじめとする社協の役割と意義に関するPRに関する取組と対応

会議では、これらの取組の具体策について協議し、強化方針チェックリスト等の活用方法や、セミナー及び会議等の継続的な開催、都道府県内における広域的な取組（社協の連携・協働）等、事業を推進していくうえで留意すべき視点について確認しました。

また、地域福祉推進委員会に設置された「今後の権利擁護体制のあり方に関する検討委員会」においてとりまとめた、日常生活自立支援事業実態調査報告書（案）について協議を行いました。報告書（案）では、昨年秋に実施した日常生活自立支援事業実態調査の分析結果を掲載するとともに、本事業が果たしている役割等や今後の事業の方向性と取組課題を提言しています。原案通り承認され、最終調整をしたうえで、2019年度の総会に報告することとしました。

地域福祉推進委員会の2019年度の事業計画・予算の承認及び役員の選任を行う総会は、2019年5月22日に全社協にて開催する予定です。

### 日常生活自立支援事業実態調査報告書の公表

平成30年9月に実施した日常生活自立支援事業実態調査の報告書を作成しました。

本調査は、全社協・地域福祉推進委員会に設置された「今後の権利擁護体制のあり方に関する検討委員会」において、専門員の体制や相談援助の実施状況等について把握することを目的に実施したものです。本報告書は、調査結果を踏まえ、本事業が果たしている役割を改めて確認し評価するとともに、事業をめぐる様々な課題について検討を行い、今後の方向性と取り組み課題を提言しています。

報告書は地域福祉部のホームページをご覧ください。

【地域福祉ボランティア情報ネットワーク】<https://www.zcwvc.net/>



## 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」を作成

(厚生労働省 平成 30 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

地域共生社会の実現に向けて、それぞれの地域での創意工夫にもとづく包括的な支援体制の計画的な整備や拡充等による地域福祉の推進を図るため、市町村における地域福祉計画の策定・改定の促進を目的として標題のガイドブックを作成しました。

改正社会福祉法とともに関連通知で示された「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」をもとに、自治体職員等の関係者の皆様に広く活用いただくことを目指しとりました。

内容は、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義と課題」(総論)、地域福祉計画策定を具体的にすすめるための「地域福祉計画の策定・改定における検討・実施事項とポイント」を整理した各論、地域福祉計画の策定における都道府県の支援に関することなどで構成しています。

本ガイドブックは、都道府県・指定都市社協に見本を送付するとともに、全社協および地域福祉部のホームページに全文掲載します(4月上旬予定)。

【全国社会福祉協議会】<https://www.shakyo.or.jp/>

【地域福祉ボランティア情報ネットワーク】<https://www.zcwvc.net/>

## ◆ 制度・施策等の動き

### 社会・援護局関係主管課長会議を開催(厚生労働省)

平成 31 年 3 月 5 日、厚生労働省において、社会・援護局関係主管課長会議が開催されました。

地域福祉課及び福祉基盤課からの主な説明事項は下記のとおりです。

#### 【地域福祉課】

##### ◆地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進(資料 P1)

- 平成 31 年度予算においても 28 億円を計上し、自治体の創意工夫のある取組を支援することとしている。(200 自治体程度を想定)
- 各自治体においては、モデル事業を活用しながら、「地域共生社会」の実現に向けて積極的に取り組むことが期待される。

##### ◆社会福祉協議会について(資料 P8-9)

- 近年の複雑・多様化した課題に対応するため、社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組を推進。
- 災害時に社会福祉協議会によって設置されることが一般化した災害ボランティアセンターの運営に関し、社会福祉協議会の負担軽減のため、災害ボランティアセンターの設置・運営について自治体と事前に協定を締結し、資金面の支援等について明確にしておくことが考えられる。

##### ◆被災者に対する見守り等の支援の推進について(資料 P9)

- 被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、被災者に対する見守り等の支援の推進に努めるとともに関連施策とも密接な連携・役割分担を図ることが必要。



## ◆成年後見制度の利用促進について（資料 P24-）

- ・都道府県においては、成年後見制度の利用促進に向けて、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携をとることが必要。
- ・また、平成 31 年度予算（案）に盛り込んだ体制整備アドバイザー等の補助事業の活用などにより、広域的な観点から、管内市町村全体の体制整備について、主導的役割を果たす。

## ◆日常生活自立支援事業について（資料 P28-）

- ・都道府県・指定都市においては、本事業の重要性を考慮いただき、事業実施のために必要な予算の確保が必要。
- ・成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、本事業利用者のうち、成年後見制度への移行が必要な者を適切に移行させるため、例えば、長期利用しており判断能力の低下が見込まれる者を契約締結審査会で計画的に審査する体制の整備等をはかる。
- ・本事業の実施を背景とした社協職員による不祥事は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する本事業への信頼が失われることになりかねない問題であり、適正な実施について、都道府県・指定都市社協へ助言・指導する。

## ◆生活困窮者自立支援制度の推進等について（資料 P29-）

- ・「子どもの学習・生活支援事業（子どもの学習支援事業の強化）」、「地域居住支援事業（一時生活支援事業の拡充による居住支援）」が平成 31 年 4 月より施行。
- ・改正生活困窮者自立支援法について。（資料 P29-）
- ・生活困窮者自立支援制度関係予算等について。（資料 P41-）

### 【福祉基盤課】

## ◆社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について（資料 P3-）

- ・平成 30 年度における社会福祉充実残額の算定状況が報告され、社会福祉充実残額がある法人は、19,652 法人のうち 2,192 法人（11.2%）であり、総額は 4,939 億円。
- ・すべての社会福祉法人において、毎会計年度、社会福祉充実残額を算定しなければならず、残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等にあわせて、所轄庁宛に社会福祉充実計画の承認を申請しなければならない。
- ・平成 30 年度決算の見込みを踏まえつつ、平成 31 年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用して、速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが必要。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195476\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195476_00002.html)

### 成年後見専門家会議を開催（厚生労働省）

平成 31 年 3 月 18 日、厚生労働省において、第 2 回成年後見制度利用促進専門家会議が開催されました。

本会議は、成年後見制度利用促進基本計画における施策の進捗状況を把握・評価し、総合的かつ計画的な推進に向けて検討を行うことを目的に設置されているものです。

今回の会議では、成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等について各担当省庁、最高裁判所より報告を受けて質疑応答が行われたほか、KPI の設定と平成 31 年度中間検証に向けて意見が交わされました。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】第 2 回成年後見制度利用促進専門家会議（ペーパーレス）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03991.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03991.html)



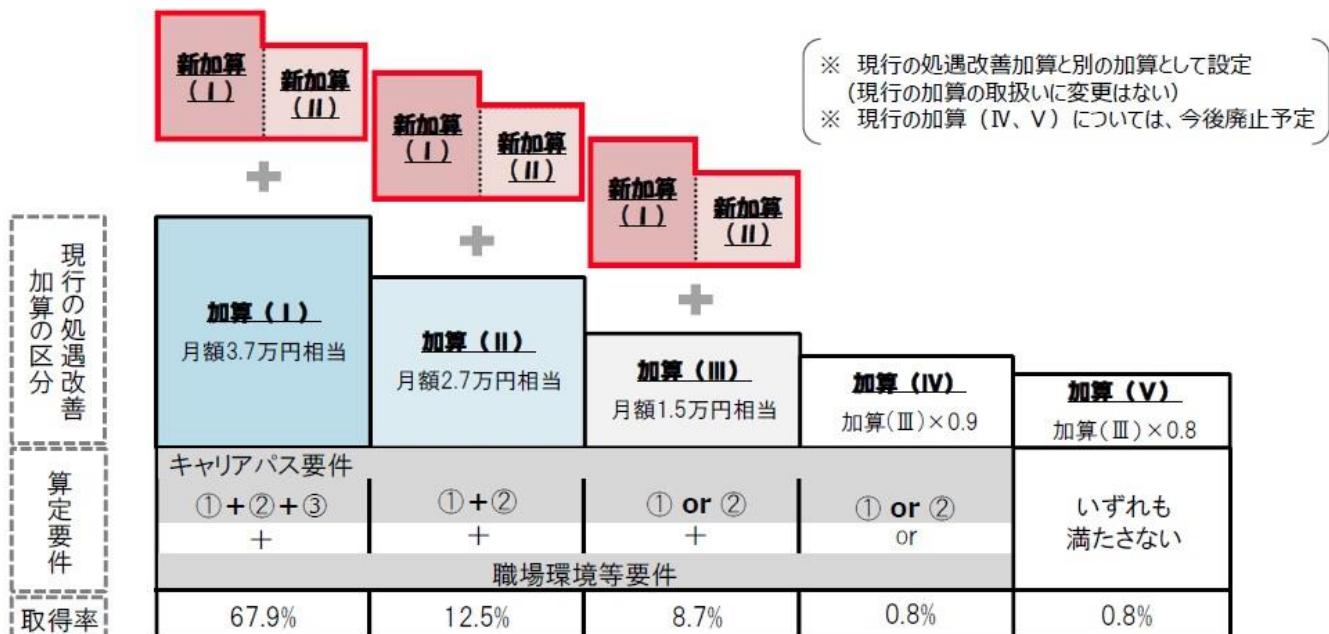
## 介護職員等特定処遇改善加算の加算率と考え方が示される

第 168・169 回社会保障審議会介護給付費分科会（厚生労働省）

厚生労働省は、第 168・169 回社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長：田中滋埼玉県立大学理事長）を開催し、2019 年度介護報酬改定の基本報酬単価や新しい処遇改善加算の加算率と考え方を示しました。

「新しい経済政策パッケージ」に基づく介護職員の処遇改善の加算の名称は、「介護職員等特定処遇改善加算」とされ、サービス種類毎に「新加算（I）」、「新加算（II）」の 2 段階で加算率が設定されます。

### 処遇改善加算全体のイメージ



サービス種類内の加算率の設定にあたっては、サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して設定され、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（II）の加算率がその×0.9となるよう設定されます。ただし、新加算（I）と新加算（II）で加算率の差が大きくなる場合（1.5 倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定されます。

具体的には、介護老人福祉施設で新加算（I）：2.7%、新加算（II）で 2.3%、通所介護で新加算（I）：1.2%、新加算（II）：1.0%、認知症対応型共同生活介護で新加算（I）：3.1%、新加算（II）：2.3%となります。

介護職員のいない訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援についても、加算の対象外となりました。

加算の取得要件として、①現行の介護職員処遇改善加算（I）から（III）までを取得していること、②介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること、③介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることが設定されています。



介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算					* 1段階×0.95としたサービス区分
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	
・訪問介護			13.7%	10.0%	5.5%			
・夜間対応型訪問介護	6.3%	4.2%	5.8%	4.2%	2.3%			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護			5.9%	4.3%	2.3%			
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	4.7%	3.4%	1.9%			
・通所介護	1.2%	1.0%	8.2%	6.0%	3.3%			
・地域密着型通所介護			10.4%	7.6%	4.2%			
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	10.2%	7.4%	4.1%			
・(介護予防)特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%	11.1%	8.1%	4.5%			
・地域密着型特定施設入居者生活介護			8.3%	6.0%	3.3%			
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	3.9%	2.9%	1.6%			
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%	2.6%	1.9%	1.0%			
・看護小規模多機能型居宅介護			2.6%	1.9%	1.0%			
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%						
・介護老人福祉施設								
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2.7%	2.3%						
・(介護予防)短期入所生活介護								
・介護老人保健施設	2.1%	1.7%						
・(介護予防)短期入所療養介護(老健)								
・介護療養型医療施設	1.5%	1.1%						
・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)								
・介護医療院	1.5%	1.1%						
・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)								

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、 特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

消費税率 10%引き上げに向けた介護報酬の対応については、全体の改定率を+0.39%とし、基本報酬への上乗せが行われます。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合に応じて定められます。

具体的には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について、「従来型個室」、「多床室」では、要介護 3:695 単位⇒697 単位(+2 単位)、要介護 4:763 単位⇒765 単位(+2 単位)、要介護 5:829 単位⇒832 単位(+3 単位)への引き上げが行われます。

「ユニット型個室」では、要介護 3:776 単位⇒778 単位(+2 単位)、要介護 4:843 単位⇒846 単位(+3 単位)、要介護 5:910 単位⇒913 単位(+2 単位)への引き上げが行われます。

2019 年度介護報酬改定の報酬単価

介護福祉施設サービス費(I)

<従来型個室>

【改正前】

【改正後】

要介護 1 557 単位	⇒ 559 単位	+2 単位	(+0.36%)
要介護 2 625 単位	⇒ 627 単位	+2 単位	(+0.32%)
要介護 3 695 単位	⇒ 697 単位	+2 単位	(+0.29%)
要介護 4 763 単位	⇒ 765 単位	+2 単位	(+0.26%)
要介護 5 829 単位	⇒ 832 単位	+3 単位	(+0.36%)

介護福祉施設サービス費(II)

<多床室>

【改正前】

【改正後】

要介護 1 557 単位	⇒ 559 単位	+2 単位	(+0.36%)
要介護 2 625 単位	⇒ 627 単位	+2 単位	(+0.32%)
要介護 3 695 単位	⇒ 697 単位	+2 単位	(+0.29%)



要介護 4 763 単位 ⇒ 765 単位 +2 単位 (+0.26%)  
要介護 5 829 単位 ⇒ 832 単位 +3 単位 (+0.36%)

## ユニット型介護福祉施設サービス費(I)

<ユニット型個室>

### 【改正前】 【改正後】

要介護 1 636 単位 ⇒ 638 単位 +2 単位 (+0.31%)  
要介護 2 703 単位 ⇒ 705 単位 +2 単位 (+0.28%)  
要介護 3 776 単位 ⇒ 778 単位 +2 単位 (+0.26%)  
要介護 4 843 単位 ⇒ 846 単位 +3 単位 (+0.36%)  
要介護 5 910 単位 ⇒ 913 単位 +3 単位 (+0.33%)

また、食費・居住費の基準費用額についても、消費税率引き上げによる影響分について上乗せが行われます。具体的には、食費（日額）は、1,380 円 ⇒ 1,392 円 (+12 円) へ引き上げが行われます。

居住費（日額）について、多床室（特養）は、840 円 ⇒ 855 円 (+15 円)、従来型個室（特養）は、1,150 円 ⇒ 1,171 円 (+21 円)、ユニット型個室は、1,970 円 ⇒ 2,006 円 (+36 円) へ引き上げが行われます。

## 食費・居住費の基準費用額と負担限度額

		基準費用額(日額(月額)) 上段:見直し後 下段:現行	負担限度額(日額(月額))		
			第1段階	第2段階	第3段階
食費		1,392 円 (4.2 万円) 1,380 円 (4.2 万円)	300 円 (0.9 万円)	390 円 (1.2 万円)	650 円 (2.0 万円)
居住費	多床室	特養等 855 円 (2.6 万円) 840 円 (2.6 万円)	0 円 (0 万円)	370 円 (1.1 万円)	370 円 (1.1 万円)
	従来型個室	老健・療養、医療院等 377 円 (1.1 万円) 370 円 (1.1 万円)	0 円 (0 万円)	370 円 (1.1 万円)	370 円 (1.1 万円)
	多床室	特養等 1,171 円 (3.6 万円) 1,150 円 (3.5 万円)	320 円 (1.0 万円)	420 円 (1.3 万円)	820 円 (2.5 万円)
	従来型個室	老健・療養、医療院等 1,668 円 (5.1 万円) 1,640 円 (5.0 万円)	490 円 (1.5 万円)	490 円 (1.5 万円)	1,310 円 (4.0 万円)
ユニット型個室的多床室		1,668 円 (5.1 万円) 1,640 円 (5.0 万円)	490 円 (1.5 万円)	490 円 (1.5 万円)	1,310 円 (4.0 万円)
ユニット型個室		2,006 円 (6.1 万円) 1,970 円 (6.0 万円)	820 円 (2.5 万円)	820 円 (2.5 万円)	1,310 円 (4.0 万円)

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】第 168 回社会保障審議会介護給付費分科会

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00014.html)



## 2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の改定内容が示される 第 5 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（厚生労働省）

厚生労働省は、第 5 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の具体的な内容が示されました。

「新しい経済政策パッケージ」に基づく処遇改善加算の名称は、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とされ、介護報酬と同様に、サービス種類毎に「新加算（I）」、「新加算（II）」の 2 段階で加算率が設定されます。

処遇改善加算全体のイメージは「介護職員等特定処遇改善加算の加算率と考え方が示される」のイメージ図をご覧ください。サービス種類毎の加算率は、それぞれの勤続年数 10 年以上の介護福祉士等の数を反映しつつ、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を 2 段階設定します。

加算率の設定に当たっては、1 段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算 II の加算率がその×0.9 となるよう設定した上で、加算 I の加算率を設定します。ただし、加算 I と加算 II で加算率の差が大きくなる（1.5 倍を超える）場合には、×0.95 となるよう設定されます。なお、福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1 段階の加算率に設定されます。

具体的には、生活介護で新加算（I）：1.4%、新加算（II）で 1.3%、就労継続支援 B 型で新加算（I）：2.0%、新加算（II）：1.7%、福祉型障害児入所施設で新加算（I）：5.5%、新加算（II）：5.0%、施設入所支援で 1.9%（1 段階の加算率）となります。

加算の取得要件は、介護報酬と同様、①現行の福祉・介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを取得していること、②福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること、③福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていることとされました。

事業所内における配分方法については、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種の順に配分されることになります。事業所内の職員分類の考え方は以下のとおりです。

- ①経験・技能のある障害福祉人材は、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員で勤続 10 年以上の者を基本とし、勤続 10 年の考え方については、事業所の裁量で設定することとする。

- ②他の障害福祉人材は、①経験・技能のある障害福祉人材以外の介護福祉士等及び現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とする。

- ③他の職種は、上記①及び②以外の職種とする。

なお、障害福祉サービス等に従事する職員の特性を踏まえて、事業所の裁量により、

- 研修等で専門的な技能を身に付けた勤続 10 年以上の②他の障害福祉人材を①経験・技能のある障害福祉人材に区分すること

- 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している③他の職種に従事する職員を②他の障害福祉人材に区分すること

が可能とされました。

現行の訪問系サービスの福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成 30 年度予算執行調査（財務省）」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘がありました。これを踏まえて、2021 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019 年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を 2021 年度報酬改定に適切に反映することとしています。

2019 年度報酬改定における暫定的な見直しとして、訪問系サービスの常勤換算従事者数が 20 人以上であって、1 ヶ月の訪問回数 1 に対して、1 ヶ月の常勤換算従事者数 1 以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直します。



## 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の一部見直しについて

	現行の加算率		
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%



見直し後の加算率		
加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
30.2%	22.0%	12.2%
19.1%	13.9%	7.7%
25.0%	18.2%	10.1%
30.2%	22.0%	12.2%

消費税率 10%引き上げに向けた障害福祉サービス費等報酬の対応については、全体の改定率を +0.44% とし、基本報酬単位数への上乗せが行われます。

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが 1 単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せします。

具体的には、生活介護（利用定員 41 人以上 60 人以下）では、区分 6 : 1,104 単位 ⇒ 1,111 単位 (+7 単位)、区分 5 : 819 単位 ⇒ 824 単位 (+5 単位)、区分 4 : 570 単位 ⇒ 573 単位 (+3 単位)、区分 3 : 504 単位 ⇒ 507 単位 (+3 単位)、区分 2 以下 : 461 単位 ⇒ 464 単位 (+3 単位) となります。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】第 5 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016_00009.html)



## ◆ その他（参考情報）

### 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 8) を発出（厚生労働省）

厚生労働省より、平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.8) が発出されました。

今回の Q & A では、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションに関して、事業所の医師が診察せずにリハビリテーションを提供した場合の減算の取り扱いが示されました。これにより、平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.1)（平成 30 年 3 月 23 日）間 60 は削除されることになりました。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】平成 30 年度介護報酬改定について「介護報酬改定 Q&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/housyu/kaitei30.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html)

### 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について（警察庁）

警察庁より、事務連絡「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について」が発出されました。

これまで、訪問介護、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能とされてきました。また、都道府県警察では、訪問介護等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減を図ってきました。

しかしながら、この駐車許可制度の内容や簡素合理化に関する取組が、介護関係者等に十分周知が図られていないことから、今回の事務連絡で、あらためて周知が行われました。

詳細については、別添資料①をご覧ください。

※ペンドィング（添付でつける） [5c72b330e8a54\\_190213chuusya.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html)

### ＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

### ＜配信元＞

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

＊「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参考になる関連トピックスを発信します。

併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。